

山家駐在所だより

令和8年10月号

筑紫野警察署

☎929-0110

生活道路[※]における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



今回は、法定速度の引き下げについてお知らせします。

生活道路とは、道路幅員が5.5m未満の道路、中央線がない道路のことを指します。

日本全国では、約7割の道路が、この生活道路に当たります。

ここ山家地区も国道や県道を除けば、ほとんどの道路が生活道路です。

これまで速度規制（標識）がない生活道路では、60 km/hで走行できましたが、今後は30 km/hになります。**今回の改正の目的は、歩行者や自転車を保護することです。**

交通事故を防ぐために、皆さん、しっかりと速度を守るようにしましょう。